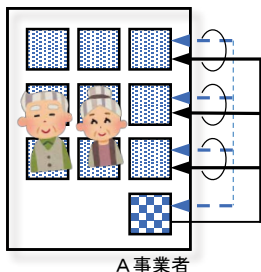
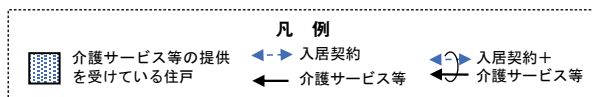


2. (6)項口(1)又はハ(1)「その他これらに類するもの」とは

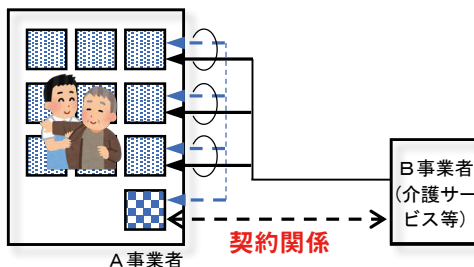
「有料老人ホーム」に該当しないもので、住戸内スペースのみにおいて、事業者による入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療(以下「介護サービス等」という。)を提供している次のような形態のもの



Point!

- ・A事業者と入居者に
入居契約+介護サービス等の契約「あり」

※A事業者：「サ高住」の運営及び入居管理をする者
※B事業者：介護サービス等を提供する者



Point!

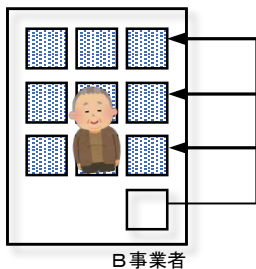
- ・A事業者と入居者に入居契約「あり」
- ・B事業者と入居者に介護サービス等の契約「あり」
- ・A事業者とB事業者に契約関係「あり」
(介護サービス等の提供に係る委託や斡旋等)

3. (5)項口「共同住宅等」とは

次の①又は②によるもの

①状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供しているもの

②住戸内スペースのみで、個別世帯ごとにいわゆる訪問介護を受けている次のような形態のもの

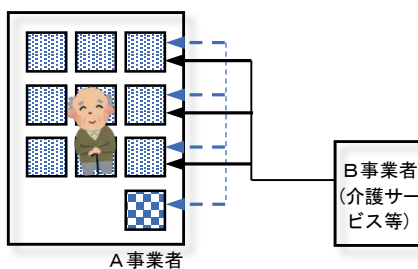


Point!

(例)分譲マンションなど

- ・B事業者と入居者に入居契約「なし」
- ・B事業者と入居者に
介護サービス等の契約「あり」

※A事業者：「サ高住」の運営及び入居管理をする者
※B事業者：介護サービス等を提供する者



Point!

- ・A事業者と入居者に入居契約「あり」
- ・B事業者と入居者に介護サービス等の契約「あり」
- ・A事業者とB事業者に契約関係「なし」

【おわりに】

今後、ますます高齢社会が進む中で、高齢者を支援するサービスを提供する施設が増えてくることが考えられます。そういった施設を火災から守ることも重要となってきます。

「サ高住」の令別表第1の用途の判定において、簡単には判断できない部分もありますが、介護サービス等を提供する形態をしっかりと見極め、特にPoint!の内容などを押さえて適正に判断し、指導していくことが火災予防の第一歩ではないでしょうか。

